

## 第2部 各論

### 1 地域生活の支援

障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、地域で自立した生活を送り社会参加できるよう、相談や生活の場の確保を図るとともに、情報の提供を進めます。また、地域で安心して生活が送られるよう支援します。

#### (1) 相談支援体制の充実

##### 現状と課題

本市では、総合福祉会館などで福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介、ピアカウンセリングなどを行い、相談や情報提供が受けられる体制を整備してきました。しかし、障がい者が個々に直面している様々な問題や課題には、必ずしも充分に応えられていませんでした。また、自宅に閉じこもりがちな障がい者に対する相談体制も必要とされています。

障がい者が地域で自立して生活していくためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

##### 施策の方向性

今後は、障がい者が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。

その中で、家族の状況など障がい者を取りまく環境の変化にともなう不安を解消し、障がい者が地域で安心して自立した生活ができるよう、在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。

障がい者相談支援事業を実施し、専門的な相談員やピアカウンセラーの配置を進め、障がい種別にかかわらず、相談する人の立場に立った相談や情報の提供を総合的に行う拠点を、行政区ごとに整備します。

また、生活地域での相談支援を行う、新たな「地域活動支援センター事業」を制度化することで、より身近なところでの支援が受けられるようにします。

障がい福祉サービス事業者、雇用、教育といった関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設け、ネットワークの構築を図るとともに、新たな社会資源の開発に取り組むことにより、相談支援事業を効果的に実施していきます。

### 主な事業

- 障がい者相談支援事業
- 障がい者相談員設置
- 障がい児(者)地域療育等支援事業
- 精神保健福祉相談事業
- 精神障がい者ケアマネジメント
- こころの健康推進事業
- 居住サポート事業
- 地域活動支援センターへの支援
- 地域自立支援協議会の設置・運営
- 身体障がい者更生相談所の運営
- 知的障がい者更生相談所の運営
- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営

## (2) 在宅サービスの充実

### 現状と課題

ホームヘルプサービス，ショートステイ事業等は，障がい者の地域生活を支える上で，欠かすことのできないサービスです。障害者自立支援法によって，サービスの位置づけや負担のあり方が変更されましたが，これらの在宅サービスは今後一層需要が見込まれており障がい者のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

また，障がい者が地域で生活していく上での，住居の確保も大きな課題となっています。

### 施策の方向性

必要な人が必要なサービスを受けられるよう，適切なサービスの供給を確保していくとともに，サービスの質の向上に努めます。利用者にとって，より質の高いサービスを安定的，継続的に提供するためには，多くの事業者の参入が不可欠でありますので，今後ともサービスの利用状況を踏まえながら，サービス供給基盤の確保に引き続き取り組んでいきます。

利用者がサービスを選択し，安心して利用していくために，事業者による自己評価，利用者による評価，第三者機関による外部評価など，様々な手法について検討していきます。

また，障がい者の住居の確保に対する支援を行ない，障がい者の地域生活をサポートしていきます。

## 主な事業

居宅介護等給付費（ホームヘルプサービスの支援）  
 短期入所給付費（ショートステイの支援）  
 共同生活介護・共同生活援助給付費（ケアホーム・グループホームへの支援）  
 生活介護給付費  
 移動支援事業  
 日中一時支援事業  
 訪問入浴サービス事業  
 居住サポート事業（再掲）  
 生活サポート事業  
 日常生活用具給付事業  
 補装具費支給事業  
 障がい者紙おむつ支給事業  
 在宅難病患者紙おむつ支給事業  
 重度身体障がい者福祉電話設置事業  
 身体障がい者あんしん連絡システム事業  
 重症心身障がい児(者)通園事業  
 介護家族支援事業  
 障がい者要介護者等歯科保健事業

### （3）経済的な支援

#### 現状と課題

障がい者に対する経済的な支援として特別障害者手当，特別児童扶養手当など各種手当の支給を行うほか，生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。さらに，福祉タクシーの利用助成や自動車改造費の助成を行うことにより，重度障がい者の外出への負担軽減を図っています。

今後も，各種手当や助成制度について周知に努め，制度を有効に活用することが必要です。

また，障害者自立支援法の施行により，障がい福祉サービスの利用料が応能負担から定率負担へと変更され，新たな利用者負担が生じています。低所得者への配慮は，なされていますが，一層の負担軽減が求められています。

#### 施策の方向性

障がい者の生活基盤の安定を図るため，各種手当の制度周知に努め，手当の適

切な支給を行います。

移動が困難な重度障がい者の外出を支援する，各種助成制度の周知を徹底するとともに，制度の利便性向上に努めます。

また，障がい福祉サービスの利用者負担については，市独自の負担軽減策を実施し，障がい者の経済的な負担の軽減を図ります。

### 主な事業

- 特別障害者手当の支給
- 特別児童扶養手当の支給
- 障害児福祉手当の支給
- 在宅難病患者看護手当支給事業
- 心身障害者扶養共済制度
- 福祉タクシー利用助成事業
- 自動車燃料費助成事業
- 自動車改造費助成事業
- 自動車運転免許取得費助成事業
- 障がい者等施設通所費助成事業
- 重度心身障がい者医療費助成
- 自立支援医療(更生医療)の給付
- 自立支援医療(育成医療)の給付
- 自立支援医療(精神通院医療)の給付
- 精神障がい者入院医療費助成事業
- 障がい福祉サービス利用者負担額軽減事業

## (4) サービス基盤の充実

### 現状と課題

現在，知的障害者入所更生施設や身体障害者療護施設等に，様々な障がい程度の方が入所していますが，地域での生活が可能な障がい者については，入所施設から地域生活への移行が求められています。

また，精神障がい者の退院促進も大きな課題となっています。

### 施策の方向性

日中活動の場では，既存の通所施設などの，障害者自立支援法の新事業体系への移行をすすめるとともに，地域での相談支援などを行なう地域活動支援センターの新規設立を支援します。

グループホームなどの住まいの場と、ホームヘルプなどの訪問サービスについても充実を図ります。

障がい者が地域で自立して生活していくための、サービス基盤の整備・充実に努め、障がい者の入所施設から地域生活への移行を促進します。

また、常時医療的なケアが必要な身体障がい者や重度の知的障がい者など、地域で自立した生活が困難な障がい者のための施設入所支援も、必要に応じて継続していきます。

### 主な事業

障がい者施設・事業所の整備

精神障害者地域生活支援施設補助金

障がい者小規模作業所運営費補助事業

精神障害者通所授産施設補助事業

地域活動支援センターへの支援（再掲）

居宅介護等給付費（ホームヘルプサービスの支援）（再掲）

短期入所給付費（ショートステイの支援）（再掲）

共同生活介護・共同生活援助給付費（ケアホーム・グループホームへの支援）（再掲）

生活介護給付費（再掲）

福祉ホームへの支援

障がい者福祉センター事業

## （5）地域生活を支える人づくり

### 現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、お互いに理解し、助け合うことのできるコミュニティが必要であり、人と人とのつながりをはぐくむことが大切です。また、関係機関や団体等と連携した施策の展開が一層求められています。

### 施策の方向性

地域生活支援事業などにより、在宅障がい者に対する福祉サービスの利用援助や、社会生活力を高めるための支援を行ない、障がい者やその家族の地域生活を支援します。

障がい者やその家族による当事者活動の支援を行ない、地域社会での共助の仕組みづくりを図っていきます。

社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携し、ボランティアやNPO法

人などの住民参加型在宅福祉サービス団体の活動を支援するとともに、支援者・団体・サービス事業者のネットワークづくりをサポートします。

#### 主な事業

- 精神障がい者デイケア
- 精神障がい者家族教室
- 精神保健福祉ボランティア講座
- 精神保健福祉人材育成事業
- 老人精神保健福祉講演会
- 地域自立支援協議会の設置・運営（再掲）

### (6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援

#### 現状と課題

障がい者の社会参加を支援する観点から、これまで障がい者大運動会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加の支援に取り組んできました。今後は、地域住民と一緒に文化・スポーツ活動を推進していくことが必要です。

#### 施策の方向性

障がい者の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するとともに、より多くの障がい者や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫していきます。

また、障がい者のスポーツによる機能回復や体力維持を図るため、障がい者スポーツ指導者を養成するとともに、スペシャルオリンピックス活動への支援や、平成21年度に新潟県で開催予定の全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を図ります。

さらに、日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要であり、余暇活動を充実したものにするための支援を行います。

#### 主な事業

- 福祉バスの運行
- 新潟市障がい者大運動会
- 障がい者スポーツ体制の充実
- 全国障害者スポーツ大会選手派遣事業
- 新潟県障害者スポーツ大会開催事業
- 全国障害者スポーツ大会選手強化事業

全国障害者スポーツ大会開催事業  
 障がい者スポーツ全国大会参加激励金支給  
 障がい者福祉センター事業（再掲）

#### (7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

##### 現状と課題

これまで、手話通訳者の配置や派遣事業、要約筆記者の派遣事業のほか、市報にいがたの点字及び録音テープにより、希望者に郵送する点字・声の広報や、広報テレビ番組に手話通訳を付け、障がい者に必要な情報を提供し、コミュニケーション支援を実施してきました。

今後も、障がい者が地域で自立して生活していくためには、コミュニケーション支援は一層必要です。

##### 施策の方向性

コミュニケーション支援を必要とする障がい者に対して、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の派遣や養成を行い、地域で障がい者を支える人材を増やしていきます。

また、インターネット、携帯電話などのITを活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がい者がパソコンなどのIT機器を、気軽に利用できるようなサポート体制の整備を図ります。

##### 主な事業

コミュニケーション支援事業  
 点訳推進事業  
 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業  
 手話通訳者設置事業  
 福祉サービスガイドブックの発行  
 点字・声の広報  
 手話付き広報テレビ  
 ホームページによる情報発信  
 障がい者福祉センター事業（再掲）  
 ITサポートセンターの設置の検討

(8) 権利擁護の推進

**現状と課題**

地域で安心して自立した生活を送ることができるように、障がい者や家族の権利擁護の相談等に応じる障がい者専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。

今後とも、障がい者や家族が地域で安心して自立した生活をしていくためにも、一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

**施策の方向性**

障がい者がその人らしく地域で安心して自立した生活を送るため、障がい者の権利を守るための事業の一層の充実を図るとともに、障がい者に対する差別や虐待等に速やかに対応できる仕組みを検討します。

また、各種福祉サービス提供者における苦情解決システムの徹底を図ります。

**主な事業**

成年後見制度利用支援事業

障がい者相談支援事業（再掲）

法律相談の実施

## 2 保健・医療・福祉の充実

障がい者の様々な疾患への早期対応や機能低下の防止のために、健康診査やリハビリテーション、訪問指導、相談などの実施などに努めます。

また、医療やリハビリテーションなどの経済的負担の軽減を図るとともに、発達障がいなどの新しい分野への施策の展開を推進します。

### (1) 障がいの予防と早期発見・早期対応

#### 現状と課題

子どもたちの成長・発達の確認と育児支援を目的として、乳幼児健康診査を実施しており、あわせて発達障がいの早期発見と相談支援に努めています。

また、児童相談所や、はまぐみ小児療育センター、医療機関など関係機関との連携を行い早期発見に努めるとともに、ことばの発達の相談支援を「幼児ことばところの相談センター（旧こども相談センター）」で、知的障がいのある就学前の児童に対する早期療育、保健指導等をひしのみ園で行っています。また、市民病院でも、発達相談などを行っています。

成人に対しては、脳血管疾患等生活習慣病の悪化による機能低下を予防するため、各種の健康診査や保健指導を実施しています。

しかし、障がい児の保護者からは、障がい発見後の専門的相談体制の充実を求める意見もあり、各種相談、健康診査事業の更なる充実が必要です。

#### 施策の方向性

今後は、さらに早期発見・支援につなげるための乳幼児健康診査の充実と、障がい発見後の相談体制の充実及び専門機関との連携を図っていきます。

あわせて、身近な地域での相談体制・ネットワークの整備を図り、また、生活習慣病等の健康診査の周知・充実を図ります。

#### 主な事業

- 乳幼児健康診査
- 車いす身体障がい者健康診査事業
- 老人精神保健福祉講演会（再掲）
- 訪問指導事業
- 幼児ことばところの相談センターの運営
- ひしのみ園の運営
- 児童相談所の運営

## (2) 医療及びリハビリテーションの充実

### 現状と課題

医療面では、障がいを軽減するための「自立支援医療の給付」と、医療費の一部を助成する「重度心身障がい者医療費助成」、「精神障がい者入院医療費助成」など、経済的な負担軽減を図ってきました。

また、障がい者の自立と社会参加を促すために、リハビリテーションは必要であり、機能訓練事業を地域で実施してきましたが、一層の充実が求められています。

今後は、障がい者への適切な医療やリハビリテーションの提供と、相談などの総合的な支援が必要です。

### 施策の方向性

障がい者が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。

適切なりハビリテーションが提供できる体制の整備を図り、障がい者の地域社会への参加・参画を支援します。

また、記憶、認知、言語、判断といった高次脳機能障がいがある人に対する支援のあり方を検討し、その支援に努めます。

### 主な事業

機能訓練事業

障がい者要介護者等歯科保健事業（再掲）

療養介護給付費

重度心身障がい者医療費助成（再掲）

自立支援医療(更生医療)の給付（再掲）

自立支援医療(育成医療)の給付（再掲）

自立支援医療(精神通院医療)の給付（再掲）

精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）

小児慢性特定疾患治療研究事業

精神保健福祉調査研究事業

（仮称）障がい者歯科保健センターの設置の検討

### (3) 精神保健と医療施策の推進

#### 現状と課題

精神障がい者数は、ここ数年増加の傾向にあります。そうした中、精神障がい者入院医療費助成、同じく通院医療費助成といった医療費にかかる経済的負担を軽減し、治療の促進と福祉の向上を図ってきました。一方、生活や環境の変化に伴い、自殺者の増加によるこころの健康が社会的な問題となってきました。近年その対策が急がれており、適切な精神科医療の確保や相談機能の充実・強化など、社会的なニーズに応じた対応が求められてきました。

#### 施策の方向性

精神障がいの予防や適切な精神科医療を推進するとともに、精神障がい者の自立と社会復帰の促進のために、相談・支援事業を行う精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、地域の中核的な施設となる精神保健福祉センターを設置します。

また、休日や夜間など緊急に医療を必要とする患者に対して、適切な医療受診を確保するため、精神科救急医療体制の充実に努めます。

さらに、こころの健康推進のため保健師等への研修や、「うつ・ストレス」に関する講座の開催、パンフレットの作成により正しい知識と理解の普及啓発を図ります。

#### 主な事業

- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）
- 精神科救急医療体制の確保
- 精神保健福祉相談事業（再掲）
- 精神障がい者ケアマネジメント（再掲）
- こころの健康推進事業（再掲）
- 精神保健福祉調査研究事業（再掲）
- 自立支援医療(精神通院医療)の給付（再掲）
- 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）

### (4) 発達障がい等新しい分野への対応

#### 現状と課題

障がい者のとらえ方については、従来の「身体・知的・精神」の「三障がい」のほか、障害者基本法の改正における附帯決議で「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であ

って、継続的に生活上の支障があるもの」とされています。

発達障がいについては、発達障害者支援法の施行により、自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの子どもやその親への支援が、国と地方自治体に義務付けられました。これまでも、「幼児ことばとこころの相談センター」やひしのみ園などで、相談支援や早期療育に努めてきましたが、今後も、障がいの早期発見と関係機関との連携が、ますます重要になっています。

また、難病患者に対しては、日常生活の自立と社会参加を促す居宅生活支援事業や、夜間看護サービスの実施、保健・医療・福祉関係者による「難病対策連絡会議」、「難病ケース検討会」を開催し、支援体制の整備・充実を図ってきました。

一方、現行の障がい者の定義に当てはまらない、高次脳機能障がい者とその家族に対する相談窓口としては、障がい福祉課や関係課、地域保健福祉センター等で相談を受けてきました。

### 施策の方向性

それぞれの障がいに関する専門医療機関だけでなく、一般医療機関などとの連携を図ります。

発達障がいについては、今後も早期発見・支援につなげるための乳幼児健康診査と、相談体制の充実及び専門機関との連携を図ります。

また、発達障がい者やその家族に対する専門的相談や、生活への支援の連携調整を図る、「発達障がい者支援センター」の設置について検討を行います。

難病患者については、今後も、居宅生活支援事業や夜間看護サービスの充実に努めます。

高次脳機能障がいについては、周囲から正しい理解が得られるよう関係者の研修を行うなど啓発に努め、専門的な相談にも応じることのできる体制の整備に努めます。また、県が実施予定の「高次脳機能障害支援普及事業」との連携を図ります。

### 主な事業

発達障がい者支援センターの設置の検討

幼児ことばとこころの相談センター・心身障がい児療育専門相談

（仮称）こども発達相談事業

難病患者等居宅生活支援事業

難病患者等夜間看護サービス事業

難病患者への訪問指導

### 3 雇用促進と就労支援

障がい者が自立した生活を送られるよう、一般就労・福祉的就労についての支援のほか、一般就労に向けた生活支援や授産指導などを行う施設や就労の機会の提供など、障がいの状態に合わせた支援を行います。

また、障がい者の雇用に対する国・県・市の助成制度の周知や、事業主への雇用促進の啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化します。

#### (1) 雇用促進と一般就労の支援

##### 現状と課題

障がい者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に雇用率の定めがあり、民間企業では1.8%、国・県・市では2.1%の障がい者雇用が義務づけられています。しかし、障がい者雇用の現状は、新潟市内の各ハローワーク管内では、県平均の1.46%と比較しても低い状況となっています。

雇用促進と雇用の安定を図るため、障がい者職業アドバイザーが事業所を訪問し、事業主と障がい者へのアドバイスを行うとともに、電話や来所による相談を行っています。また、障がい者雇用奨励助成金の交付により、障がい者の職場定着を図るなど、国・県や関係機関と連携し、障がい者雇用の促進などを進めてきました。

そうした中、就学中の障がい児を持つ保護者からは、卒業後の進路についての不安な声があり、また、就職を希望している障がい者の就労先も少ないことから、今後、雇用の促進や就労の支援を充実強化していく必要があります。

##### 施策の方向性

今後も、国・県や関係機関との連携を強化しながら、障がい者雇用の促進と就労支援に関する施策を進めていきます。

市・ハローワーク・商工会議所・賛同事業所により構成される「雇用促進協議会」と連携して、一人でも多くの障がい者が雇用され、安定した雇用につながるよう、事業主への啓発に努めるとともに、障がい者の就労に関する相談の機会を設けます。

障害者自立支援法による就労支援事業や、障がい特性に応じた職業訓練により、就労機会の拡大を図ります。事業者に対する障がい特性への理解を進めるとともに、障がい者の働く意欲の向上を支援し、障がい者の職場への定着や雇用の拡大、在宅就業障がい者への支援に努めます。

また、障がい者の就業や、職業生活などについての総合的な支援を行う、障害者就業・生活支援センターの設置について検討するとともに、障がい者の職業技能の研鑽への支援についても検討します。

さらに、障害者雇用連絡会議、障害者就職促進会、障害者雇用促進セミナーなどで労働関係機関や教育機関等との連携を強化します。

また、障がい者を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用することを検討します。

### 主な事業

就労移行支援給付費

障がい者雇用奨励助成金の交付

障がい者職業アドバイザーの配置

精神障がい者社会適応訓練事業

自動車運転免許取得費助成事業（再掲）

## （2）福祉的就労の支援

### 現状と課題

本市では、これまで小規模作業所への運営費補助や、授産施設の整備を行ってきました。こうした施設では、企業での就労が難しい障がい者の就労の場としての機能とともに、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、社会経験の場づくりなど、様々な機能を果たしており、地域生活支援の貴重な資源の一つとなっています。

しかし、多くの小規模作業所では商品開発や製作能力、販路に限界があり、また、当事者・関係者による経営が中心であることから、そこで支払われる工賃は低額で、施設の経営も厳しい状況です。

今後は、安定した施設経営のためのNPO法人化への支援や、商品開発力の向上、共同受注等による工賃の増額のための取り組みの支援が必要です。

### 施策の方向性

授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討、公共施設内での共同販売スペースの提供など工賃を増額するための支援を進めます。

障がい者施設や障がい者を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用することを検討します。

また、安定した施設経営のために、小規模作業所のNPO法人化などを支援す

るとともに、企業への就職が難しい障がい者の身近な就労・創作活動などの場として、「地域活動支援センター」等の整備を促進します。

既存の授産施設などが、障害者自立支援法の就労継続支援事業に、スムーズに移行できるよう支援します。

#### **主な事業**

授産製品の展示販売の支援

就労継続支援給付費

障がい者施設・事業所の整備（再掲）

障がい者小規模作業所運営費補助事業（再掲）

精神障害者通所授産施設補助事業（再掲）

地域活動支援センターへの支援（再掲）

## 4 療育・教育の充実

障がいのある子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。

また、身近な地域における保育と教育の連携を図り、一貫した相談支援体制の整備に努めます。

### (1) 一貫した相談支援体制の整備

#### 現状と課題

障がいのある子どもたちが、多くの人たちと交流し、社会の構成員として社会参加をしていくためには、個人の能力を最大限活かすことが必要です。

そのために、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野相互が連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となります。

従来の、障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、子ども一人ひとりのもつ可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基礎となる力をはぐくむ「特別支援教育」へと教育の場でも移り変わり、乳幼児期から学校卒業まで一貫して教育や療育を受けられる支援体制が求められています。

#### 施策の方向性

保健・医療・福祉・教育など関係機関との連携を図り、障がいの早期発見や特別支援教育を推進するため、学校や教職員との協力体制の充実を図ります。

従来「特殊教育」が対象としてきた障がいだけでなく、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等の子どもも含めた適切な支援を進めます。

また、発達障がい者やその家族に対する相談支援体制の充実を図るため、発達障がい者支援センターの設置について検討します。

#### 主な事業

発達障がい者支援センターの設置の検討(再掲)

児童相談所相談・支援事業の拡充

### (2) 就学前療育の充実

#### 現状と課題

就学前の児童には、療育を通じて心身の発達を促すとともに、将来の学校生活のための基礎づくりを行っています。保護者への相談体制を整備し、障がい児の

子育てへの不安を軽減しています。

また、保育所では、心身に障がいのある児童を障がいのない児童とともに集団保育を行うことで、心身の発達を促し、社会生活に必要な基礎的能力を養成することに努めています。

しかし、保護者からは、就学前療育と学校教育の連携を十分に図ってほしい、より身近なところで障がい児の療育に関する相談をしてほしい等の要望があります。

#### **施策の方向性**

障がい児が、より良い専門的療育が受けられるよう、自閉症等の発達障がいに関する相談業務などを行う、発達障がい者支援センターの設置の検討を行うとともに、ひしのみ園、「幼児ことばところの相談センター」などを含めた療育体制の整備・充実を図ります。

また、市内すべての保育園で障がい児の受け入れを行います。

#### **主な事業**

発達障がい者支援センターの設置の検討（再掲）

### (3) 学校教育の充実

#### **現状と課題**

障がいのある子どもの自立と社会参加を目指して、障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実を図っています。しかし、保護者からは、個々の障がい児に十分な対応ができるよう教員の専門性を高めてほしい、自閉症等の発達障がいへの対応を十分に行ってほしい等の要望があります。

#### **施策の方向性**

個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めていきます。特別支援学級や特別支援学校等の適正な配置や相談体制の整備を含めて、よりよいあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、教室の改修や備品の整備も図っていきます。

通常の学級に在籍する肢体不自由児や難聴児・発達障がい児等に対して、ボランティアの派遣を行うとともに、自閉症等の発達障がいなどに対する教職員の理解促進を図ります。

#### **主な事業**

特別支援教育サポートネットワーク事業

特別支援教育コーディネーター養成研修

特別支援ボランティアシステム

#### (4) 放課後等活動の充実

##### 現状と課題

障がいのある児童・生徒に対して、特別支援学校等の放課後や長期休暇時における支援として、障がい児放課後支援事業を実施しています。これは専門の介助員を配置し、放課後活動の場を提供することで、子どもたちの健全な育成を図るとともに、保護者の介護による疲労回復や社会参加の促進を支援するものです。

しかし、障がいのある高校生が特別支援学校における放課後で、活動する場を確保する必要があります。

##### 施策の方向性

障がいのある児童・生徒が、特別支援学校等の放課後に活動する場の確保に努め、子どもたちの健全育成を支援するとともに、保護者や家族の就労支援や負担軽減を図るため、障がい児放課後支援事業を継続して実施していきます。

また、福祉施設などにおける日中一時支援事業の活用や、ひまわりクラブでの障がい児の受入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実を図ります。

##### 主な事業

障がい児放課後支援事業

日中一時支援事業（再掲）

## 5 生活環境の整備

快適な在宅生活を支援するため、住宅リフォーム費用の助成や住宅整備資金融資のほか、居住支援の充実など、生活環境の整備に向けた取り組みを進めます。

### (1) 住宅環境の整備

#### 現状と課題

障がい者が快適な日常生活を送ることができるためには、阻害している社会環境要因を軽減したり取り除くための支援が必要となります。

本市では、障がい者やその同居家族に対し、住宅環境を改善するため、障がい者の専用居室等の新・増築，改築，改造，購入のために障がい者住宅整備資金貸付制度を行っています。また、在宅の重度障がい者がいる世帯に対し、障がい者の住居に適するように改造するために障がい者向け住宅リフォーム助成事業を実施しています。

これからも、さらに住宅のバリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要です。

#### 施策の方向性

今後とも、障がい者の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がい者に配慮するため、市営住宅の建て替えに際して、一定の戸数を障がい者向け住宅として整備するほか、市営住宅のユニバーサルデザイン化も実施していきます。

また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がい者の住居の確保を支援していきます。

#### 主な事業

障がい者住宅整備資金貸付

障がい者向け住宅リフォーム助成事業

市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備

障がい者が自立し安心して暮らせる住宅環境の創出

居住サポート事業（再掲）

## (2) 安心・安全なまちづくりの推進

### 現状と課題

障がい者の日常生活や社会参加を支援するため、交通機関や歩道・建物のバリアフリー化を進める必要があります。バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」）及び「新潟市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅、道路、信号機等のバリアフリー化を各事業者・管理者へ働きかけ、一体的に進めるとともに、さらに交通事業者が管理する施設へのバリアフリー化を支援しています。

今後は、障がい者や高齢者を含めたすべての人が建物、道路、公園、交通機関などを自由に利用できるまちづくりを進める必要があります。

### 施策の方向性

従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。

### 主な事業

- 人にやさしい歩道整備事業
- 交通バリアフリー推進事業
- 福祉のまちづくり推進事業
- 福祉のまちづくり施設整備資金融資

## (3) 防災対策の推進

### 現状と課題

安全な日常生活を送ることができるよう、障がい者あんしん連絡システムにより、一人暮らしの重度身体障がい者の日常生活の安全を確保するため、緊急通報装置を設置し、24時間体制で、緊急時に介護の専門家による出動やサービス提供機関への連絡調整を行っています。

また、防災の面では消防局と連携し、災害発生時の安全確保を図るため、重度の障がい者や寝たきりの高齢者のうち、避難することが困難と思われる人の情報を、消防局の「消防情報緊急システム」に登録して、適切な消防救助活動に役立てています。

しかし、障がい者の多くが災害時での救助者として同居の家族を一義的な救助者として考えているとはいえ、近年の地震や大雨などの被害を見ても、地域での

助け合いやその仕組み作りが重要となっています。

#### **施策の方向性**

高齢者や障がい者，難病患者等，災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で，家族などの援護が望めない人などを対象に，迅速，的確な援護体制をとるために，災害時要援護者として登録名簿を作成し，地域の自主防災組織や，介護等サービス提供事業者などに配付します。

これにより，災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに，平日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図ります。

また，当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。

大規模災害により，避難所が開設された場合には，障がい者が安心して避難生活が続けられるよう，障がい特性に応じた情報提供などを行うとともに，必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。

また，被災生活の長期化にともない必要となる相談支援体制についても，関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら，整備を行います。

#### **主な事業**

災害時要援護者対策事業

にいがた防災メールの配信

## 6 啓発・広報活動の推進

障がいのある人が社会の一員として、地域の中で共に生活できる「ノーマライゼーション社会」の実現のため、地域や学校において啓発を進めます。

### (1) 障がいと障がい者に対する理解の普及

#### 現状と課題

障がい者がその人らしく地域で安心・安全に暮らせるためには、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない社会を実現することが重要です。ノーマライゼーションの理念が次第に浸透してきているものの、いまだ、社会全体には障がいや障がい者に対する偏見や誤解がみられ、障がい者が差別を受けたり、不快な思いをしているケースがあります。

障がい者が地域で暮らしていくためには、地域生活や社会参加において、周囲の人たちが、障がいや障がい者に対する理解を深め、また理解を広めることが必要です。

#### 施策の方向性

様々な普及・啓発事業を通じて、障がいや障がい者に対する正しい理解の促進に努めていますが、周囲の理解がさらに得られるよう、発達障がいや高次脳機能障がいなど新たな分野も含めたそれぞれの障がい特性に応じた啓発活動を行います。

学校教育においても、副読本の活用により早い時期から障がいや障がい者に対する理解が深まるよう啓発を行います。

啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住みよい社会となるようユニバーサルデザインの考え方を進めます。

#### 主な事業

福祉のまちづくり推進事業（再掲）

こころの健康推進事業（再掲）

老人精神保健福祉講演会（再掲）

夏休みボランティア体験学習

市民健康福祉まつり

## (2) 福祉教育の推進

### 現状と課題

本市では、これまで、学校教育等を通じて、障がいに対する正しい理解や助け合いの心を広めるための福祉教育を進めてきましたが、まだ十分理解されていない場合もあり、早い時期から理解を広める必要があります。

### 施策の方向性

幼稚園、保育園、学校教育等を通じて、障がいや障がい児（者）に対する理解を広めていきます。子どもたちの福祉の心をはぐくむよう、家庭、地域、福祉施設と学校がともに連携して、障がい児（者）との触れ合いの場や、子どもたちが学ぶ機会、体験する場を作っていきます。

また、福祉に関する理念や現状などを、分かりやすく解説した福祉副読本を引き続き作成し、児童・生徒に配布します。授業での活用により、今後とも学校での啓発に努めます。

### 主な事業

「福祉副読本」の作成

## (3) ボランティア活動の支援・推進

### 現状と課題

本市では、ボランティアグループなどが活発に市民活動を展開しており、障がい者の施設や地域での生活を積極的に支援しています。市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動を推進する人材を育成するとともに、学校、企業、団体などが実施するボランティア講座へ講師を派遣するほか、各種ボランティア講座を開催し、情報提供を行うことで、ボランティア活動を支援しています。

今後は、より身近な場所でボランティア活動を行う人と、障がい者との交流やボランティア活動の場が必要です。

### 施策の方向性

今後は、ボランティアセンターや市民活動支援センターと連携して、より身近なところで情報提供ができる場所を確保し、ボランティアを行ってみたい市民のために、参加の機会を増やし、情報提供を行います。

高校・専門学校・短大・大学生を対象に、夏休みを利用したボランティア活動の体験学習を実施することにより、お互いを認め合うことの大切さを学んでいきます。

ボランティア活動を行って地域で障がい者を支えたい市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。また、従来不足している精神保健福祉ボランティアの育成にも努めていきます。

**主な事業**

精神保健福祉ボランティア講座（再掲）

精神保健福祉人材育成事業（再掲）

夏休みボランティア体験学習（再掲）

## 7 計画の推進体制

### (1) 庁内の協力体制

障がい者計画は、障がいの有無にかかわらず、お互い支え合い、安心して共に暮らせる地域社会を目指す総合的な計画です。庁内の関係部局が連携して、障がい者のニーズに応えられるよう協力体制を築いていきます。

### (2) 当事者団体，民間事業者，ボランティア団体との協力

障がい者の地域生活を支援していく上で、当事者団体，地域の民間事業者，ボランティア団体は重要な役割を担っており、行政も含めてそれぞれが不可分の存在となっています。施策を進めるにあたり、当事者団体，民間事業者，ボランティア団体及び学識経験者等と連携を十分図ります。

### (3) 計画の推進

計画の推進については、関係機関とのネットワークを構築し、相談支援事業者などを加えた地域自立支援協議会などで、計画の具体化に向けた調整や協議を行うとともに、新潟市障がい者施策推進協議会において、総合的かつ計画的な推進について、必要な事項の調査審議を行います。

#### 主な事業

地域自立支援協議会の設置・運営（再掲）

新潟市障がい者施策推進協議会の運営

